

日米原子力協力協定

入江啓四郎

目次

略式署名までの経緯
援助の目的と方法
日本の負担した義務
自主原則と交換公文
協定の効力発生要件

略式署名までの経緯

初めに原子力平和利用協定が成立するまでに、どういふ経緯があったかを見ておきたい。原子力の平和利用は、原子兵器の規制とともに、国際連合が最初から課題として、とり上げたものであった(一九四六・一・二四の総会決議)。しかし原子兵器の規制問題と切りはなして、原子力の平和的利用を促進するため、国際原子力機関の設置を提唱したのは、アイゼンハワー大統領である(第八回国連総会、一九五三・一一・二八)。この基本構想は、国際原子力機関を設け、諸国がその保有する通常のウランニウムや、核分裂物質を供出して、国際原子力機関で、これ

を保管、貯蔵し、そして平和的、人道的目的のために利用する道を講ずるというものであった。

アイゼンハワー大統領の提唱を契機として、その後特にアメリカ、ソ連邦の両政府間に原則論について対立があったが、第九回国連総会中、アメリカ代表は、国際原子力機関の設置に先だち、他国で実験用原子炉の燃料にあてるため、U二三五を一〇〇キログラム提供する用意がある旨言明した(一九五四・一一・一五及び一一・二四)。総会も満場一致で平和的利用に関する決議を採択し(一一・二四)、アメリカ大統領の創意を汲んで国際原子力機関の設置を促進することとした。諮問委員会の設置とその会合(一九五五・一・一七より二・二八)及びジュネーブ国際科学会議の招集(八・八より八・二〇)は、この総会決議に基くものである。(以上の経緯については、外務省国際協力局第一課編、国際連合研究資料第四卷第七号「国際連合における原

子力平和利用の問題」に詳述)

このようにアメリカ政府は、一方では国際連合を通じ、国際原子力機関を設置して、一般的な国際協力による原子力の平和利用を考慮するとともに、他方ではその成立に先だち、二国間方式により自国の政策目的を達成しようとしたのであり、よって日本にたいしても、本年一月十一日、アメリカ大使館から、各種の原子力訓練計画とともに、原子力物質の配分を含む実験用原子炉の建設技術援助計画を通報して来た。

その後アメリカ・トルコ間の協定を最先として(一九五五・五・三)、諸国との間に次々と同種の協定が略式署名された日本との協定(六・二一)、タイ国との協定(七・一一)で、協定国は三十カ国近くになった。

いずれの協力協定も、最初は略式署名である。略式署名は、条約の内容を一応確立し、後日正式に全権の署名に備え、或は修正の余地を残す場合、その他便宜の必要によるものであって、通常仮調印といわれるけれども、全権が略式署名するだけであって、仮りにも調印は行われない。戦後の一例を挙げれば、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約は、一九五一年三月十九日、会議参加五国首席代表により略式署名されたが、それはまだ未完成であった。特に共同体の機関である最高機関の構成員や、総会の代表

数は未定のままであり、大臣協議会の表決手続も未決であった。そこで改めて六カ国外相会議を開いて、これを解決した後四月十八日に署名されたのであるが、略式署名の際、全文九十三カ条であった主条約は、署名の時には全文一〇〇カ条となった。

アメリカ及び諸国間の原子力平和利用協定が、先ず略式署名の方式をとったのは、アメリカ改正原子力法(一九五四・八・三〇発効)の規定によるのではないかと思われる。改正原子力法によれば、アメリカ原子力委員会は、大統領にたいし国際協力に関する協定案を委員会の勧告書とともに提出すること、この協定案は大統領の同意書とともに、連邦議会議長力合同委員会に提出された後、議会開期中、三十日を経ねばならぬことになっている(第一二三条a、c)。つまり協定案は、議会同委員会の事前承認を経るのであり、期間内にその承認があるか、異議がなく三十日の期間を過ぎれば、協定の当事国が署名し、国際条約として成立するわけである(署名の外に調印が行われるか否かは、別問題である)。

原子力法上、協定案の作成者は、原子力委員会であり、日米協力協定では、委員会がアメリカ政府を代表して、一方の当事者となることになっている。

成立した協力協定の実施要件については後に批准のところで述べる。

援助の目的と方法

日米原子力平和利用協力協定は、原子力の民事的（非軍事的）利用（civil uses）、平和的利用（peaceful uses）及び人道利用（humanitarian uses）を目的として、研究と実験のためアメリカが日本にたいして、一定の協力をを行うことを約定したものである。

アメリカの協力は、原子力の民事的、平和的、人道利用の分野で、研究及び実験のために行われる（協定の題名、前文、第三条A）。そのことは他面では、協定の目的物が原子兵器のために使用されたり、原子兵器の研究、その発達、又は他の軍事的目的に使用されてはならないことを意味する（第八条B、アメリカ改正原子力法第一二三条a3）。

原子兵器は、本質的に攻撃兵器であり侵略にたいする防衛の場合ならその使用は認めるとの理論が成立するとしても（一九五四・六・一一、国連軍縮小委員会にたいする英仏共同提案、一九五五・五・一〇、同連邦の対案）、日本固有の意思として、その使用、研究、発達を意図するということのないのであるから、協定の軍事的使用禁止条項は、実質上は日本にたいして別段の制約を課したことにほならない。ただ原子力の開発及び使用に関する研究は、その性質上、民事的軍事的の両分野に通ずることが少くない

であろうから、軍事的の解釈を拡張して、平和的利用についての研究を妨げることがあつてはならない。したがつてここでは、固有の軍事的目的に使用しない意味に限定的に解釈すべきであろう。

アメリカによる協力の方法は、第一に濃縮ウランニウム二三五の貸与（最初の貸与及び代換貸与）である。U二三五の濃度は、最大限二〇パーセントであり、貸与の分量は、「何時でも」（at any time）六キログラムを越えない。尤も代換追加量は、別である（第三条）。六キログラムは、限度を示しただけであつて、その範囲内でも、日本の要請する量を越えるものではない（交換公文）。貸借（lease）の条件は、これに伴う役務、費用、船積及び引渡条件などとともに、別に細目が取極められなければならない（第三条D）。通常の用例に見て、この場合、貸借は、有償の貸借、即ち貸借を意味しよう。

協力の方法は、第二に実験用原子炉の建設と操作に必要とされる原子炉資材の売却又は貸与である。売却又は貸与、これに伴う役務の条件について、別に協定されることは、前の場合と同様である（第四条）。

実験用原子炉といっても、そのあらゆる種類を含むのではない。この協定にいう原子炉については、別に定義があつて、（イ）一般的な研究及び応用、（ロ）医学的

治療、（ハ）核科学及び技術における訓練の三目的を挙げ、そうした目的にある中性子その他の放射線を生産するために設計された原子炉を指すのであつて、動力用原子炉や動力試験用原子炉は含まない。又特殊核物質の生産を第一次の目的として設計された原子炉も、協定の原子炉中には含まれない（第一条C）。

特殊核物質（Special nuclear materials）とは、改正原子力法によるのであつて（第一条D）、同法によれば、特殊核物質そのものは、一定の条件で、外国へも分与され得るのであるが（第五四条）、原子炉用資材として日本に供与することは、特に協定で除外されたのである（第四条）。

要するに資材の供与が、実験用原子炉の建設と操作に限られることは、U二三五の供与分量が限られていることとともに、その利用が、ほとんど小規模の研究と実験の段階に止まることを意味しよう。

協力の方法は、第三に情報の提供である。情報は双方交換するのであつて、相互協力に属することであるが、その一面にはアメリカによる援助の性質があらう。情報の交換については、一定の対象が列挙してあるが（第二条）、日本から見ると問題なのは、日本が情報を受けること自体よりか、情報を受けるについての制約であつて（第五条及び第六条）、それは

研究の自由と関連して、喧しく論議されたことでもあるから、受益国の義務、援助国の権利という観点から、他の問題を一括して、別に述べることとする。

以上日米協力協定の直接に目的とするところは、さしあたって実験段階での援助又は協力であつて、実験段階でも、医学的治療や、農業及び工業にたいする応用もあつて、本格的な実用段階における援助や協力ではない。実用段階での協力については、別に交換公文による了解があり、多くの問題を含むから、これについても別に述べることとする。

日本の負担した義務

日米原子力協定は、日本学術会議の三原則、即ち公開性、自主性及び民主性の三点と矛盾はせぬかということは、特に学界で喧しく論じられた。ここでは協定により日本の受けた義務又は制約、アメリカの留保した権利について、国連規定を吟味しながら、そうした問題にも触れることとしよう。

第一に日本は、貸与された資材の保管及び原子炉の操作について、十分な管理責任を負う（第三条A末段）。その保管、管理責任は、協定により貸与又は売却された目的物を他に転用することなく合意された目的のために維持し、使用することを含む（第七条A、B、第八条A）。軍事的目的のために、これを使用しては

ならないことは、先に指摘したとおりである(第八条B)。

第二に授權に関する制約がある。日本政府は、自己の管轄下にある個人又は民間機関にたいし、実験用原子炉の建設及び操作につき授權し(authorize)、アメリカ機関又はその管轄下にある者は、日本政府から授權されたものではないし、協定の目的物を移転し得るのであるが(第三条A、第四条、第五条)、授權は日本政府が単独に決定するものではなく、アメリカ政府と協議の上決定するのである(第三条A)。そこに一部の要慮があり、よって授權の相手方を選定するについては、自主性と民主性が要望されるわけである。

第三に管理義務の別態様として、移転の禁止がある。即ち貸与又は売却された資材、設備、装置が、授權されない者に移転されたり、日本の管轄外に移転されてはならない。尤も外国にたいする移転は、アメリカの同意があるときは別である(第八条B)。この移転禁止条項は、改正原子力法の移転禁止規定を吸収したものである(第一二三条a4)。

第四に日本は、一定の年次報告義務を負い、アメリカは觀察の権利がある。即ち日本は、原子炉の運営実績について記録を作り、アメリカ原子力委員会にたいして年次報告を行うのであり、他方では原子力委員が、貸与資材の状態や使用状

況を随時觀察し、又原子炉の運転状態を觀察する(第七条C)。文法的には「随時」(時々、from time to time)觀察するのは、貸与資材の状態と使用についてだけとなっている。

第五に機密の保持問題がある。これについては、情報の交換に関連して規定されている。機密資料(Restricted Data)とは、原子力法の定義するところに従うのであるが(第一条D)、機密資料を通報せず、又機密資料の通報を伴う供与を行わないというの(第六条)、日本として、別段異議はない。けれども情報交換の条件として、日本及びアメリカの国際法令及び許可の要件にしたがわねばならぬとしたことは(第五条B)、若干問題となる。

アメリカが、その指定する機密資料を日本に供与しないかぎりには、日本として何ら機密保持の制約を受ける事はないが、しかし改正原子力法では、原子力委員会が、国際協定に基いて、機密資料を外国に配布し得る権限があり(第一四四条a)、そうした機密資料は、授權されない者には移転してはならないことになっている。そして相手国は、これについて保障を与えなければならぬ(第一二三条a4)。アメリカとしては、機密資料の通報や、機密資料の通報を伴う供与を行う義務はないが、自発的にこれを行う自由まで奪われているとは解釈されな

い。そうした場合、日本はアメリカ原子力法の規定する機密保障要件に従わなければならないであろう。或はそのため、国内立法を必要とするかも知れない。しかしそれは公開原則に反するのであるから、公開原則に徹底しようとするれば、協定の規定するところ、機密資料の通報を受けぬことであるが、原子力の研究促進という見地からすれば、それも困難であろう。

協定に基く実験と研究の過程で、日本人が自ら発見し、又は知得した結果が、たまたま原子力法による機密に属するような場合も、微妙な問題を生じよう。

第六に貸与物の返還義務がある。返還には、先ず協定期間の代換返還がある。U二三五を含有する燃料要素の代換を必要とする場合、これを返還して、これに代る追加量を受けるのであるが、その際「照射された燃料要素」(The irradiated fuel elements)の形状と内容は、特に合意された場合の外は、原子炉から取出した後、アメリカ原子力委員会に引渡されるまでの間は、変更してはならないとされている(第三条C)。

次に協定の終了に伴う返還がある。貸与された目的物は、日本の費用負担と放射能の危険にたいする安全保障責任の下に、原子力委員会の指摘する場所へ、引渡されねばならない(第九条)。

自立原則と交換公文

日米原子力協力問題について、アメリカの申出が明かにされてより、次いで交渉の段階を通じて、日本学術会議の提唱する三原則に鑑み、幾多の論議が行われた結果、最初に基準として示されたアメリカ・トルコ間の原子力協力協定に比べると、日米協定は、かなりの変更が行われた。特に自主性の確保に重点をおいて行われた。

第一に協定の有効期間は、トルコ協定その他同種の協定が、何れも十年としたのたいし、日本との協定は、初期五年間とし、両政府の合意があれば、合意されることから従って、更新され得ることとした(第九条前段)。有効期間を五年としたのは、長期の協定によって、日本の自主的な原子力研究や原子力事業を拘束しないとする主意である。

第二に研究及び実験段階に次いで、実用段階に入った場合、さらには米協力を続けるか否かについては、交換公文で取極めた。これは形式論及び実質論より検討する必要がある。

先ず形式論であるが、トルコ協定は、同じ性質の事項を交換公文によってではなく、協定の本文として取極めた(第九条)。日米交換公文は、交換公文「案」ではなく、現実には井口大使の署名ある往簡と、ロバートソン國務次官補の署名あ

る復簡より成っているのであって、形式的には既に両国政府による意思の合致を示すものであり、かつ両国政府を拘束するのであるが、しかし本協定の発効に關連するものであるから、本協定が実施されないかぎりには、無意味である。

次に交換公文の内容であるが、そのうち濃縮ウラン二三五の貨与量は、日本政府の要請する量を超えないとするものであることは、先に指摘したとおりである。重要なのは、原子炉の実用段階における協力問題であって、トルコ協定では最初の協力協定から進んで、トルコ、アメリカ両国が動力用原子炉の設計、建設及び操作に拡大された一層の協力を考慮するようにすることを希望し、かつ期待するとし、したがって両国は、トルコでの原子力による動力生産に關する追加協定を結ぶ可能性について、随時相互に協議することを約した(第九条)。

このようにトルコ協定は、将来の協力について、両締約国が約束し、したがってトルコもその拘束を受けるのであり、又単に追加協定を結ぶ可能性について協議するだけであるが、協力を希望し、期待し、そして協議することを約束したのであるから、そういう協議を拒否することはできないであらう。

日本では、このような協定の条項は將來にわたり日本の自主性を拘束するものとして、少からず異論が出た。そこで交

換公文の表現上も、トルコ協定の条項とはかなり変わったものにされた。即ち將來「もし日本が希望するならば」、日本における原子力からの動力生産に關する協力のために、追加協定する可能性について「日本政府は」、アメリカ政府(原子力委員会)と「協議することができる」旨の「日本政府の了解」を承認するとした。

この文面によれば、追加協定の可能性(the feasibility of additional agreements)に關する協議は、日本政府の一方的意思にかかるとあり、したがって法的には日本を拘束するものではない。

國際協定により表現された事項が、法的拘束力がなく、単に道義的、政治的意義しかない場合でも、希望された事項が何等かの要請(時には圧力)によって具体化することは、日米安全保障条約の「前文」で、日本の漸増的自衛力強化に關するアメリカの「期待」が、現実となった事実が一例を示している。しかし結局それは、日本の意思に帰するのであって、日本自らその期待に応じたこととなる。

交換公文も、形式的には二国間協定としての効力をもつが、法的に日本を拘束する事項を内容とするものではない。追加協力を申し出るか出ないか、また協力の条件に應ずるか応じないかは、日本が自主的に決定し得ることである。

協定の効力発生要件

日米協力協定は、また略式署名されただけであって、略式署名によっては、何等の効力も生じない。協定として成立するためには、両国の権限ある代表によって署名されなければならない。

協定は、『この協定は、各当事国において、この協定に法的効力を与えるために必要な一切の憲法上又は法律上の手續が完了したことを確認する旨の公文が、日本國政府及びアメリカ合衆國政府の間で交換された日に効力を生ずる』として(第九条冒頭)。

協定の内容に見て、日本では、憲法の規定するところにより、国会の承認を経なければならない。しかしアメリカでは原子力法により行政府(原子力委員会)に協定の締結権限が委任されているのであるから、アメリカ憲法の規定する手續即ち上院の承認を必要としない。アメリカの国内法上は、原子力法に基く國際協定は、執行協定(行政協定)である。そのような例は、数々ある。例えば日米相互防衛援助協定(一九五四・三・八)はアメリカからすれば、相互防衛援助法(一九四九・一〇・六)及び相互安全保障法(一九五二・一〇・一〇)の執行であるから、行政協定の性質をもつが、日本からすれば、固有の条約であり、したがって日本は、国会の承認を経て、これ

を批准した(一九五四・四・三〇批准、五・一実施、協定第一一条第一項)。アメリカと諸外国との経済・軍事援助關係協定には、同じく片面的批准のものが少なくない。

日米原子力協定は、アメリカとしては憲法上の批准手續を必要しないとは言っても、原子力法の定めた手續には従わなければならない。それは先にも触れたとおり、協定案は、大統領の同意書とともに連邦議會原子力合同委員会に提出された後、議會開期中、三十日を経なければならぬとすることである(第一二三条条C)。日米協定で、憲法上の手續というのは、日本についていい、法律上の手續(saucry procedures)というのは、アメリカについていったことにならう。

協定案は英文であり、略式署名も英文の協定案にたいして行われた。しかし署名の場合には、平等主権を有する二国間条約の常例により、両國語文の協定を作成して、これに署名することとならねばならない。日米安全保障条約も、これに基く行政協定も、ともに日米兩國文で作成された(条約及び協定の各末文参照)。そうした場合は、正文条項の有無にかかわらず、何れの条約文も正文である。行政協定は、日英兩國文ともに正文であると明示しており、安全保障条約には特にそうした表現はないが、兩國ともに正文であることに変わりはない。サン・フランシスコ

講和条約が、日本語によっても作成されながら、日本語条約文が正文としての効力がないのは、特にその旨表示されているからである（条約本文）。

協定の当事国は、自国語の正文に拘束されるのであるが、日米原子力協定のように、ある定義について、アメリカの原子力法を準拠法として援用している場合は、日本語の表現がどうであろうと、それに従わなければならない（第一条D）。

日米原子力協定が双方の国内的手續を完了した上は、それを確認する旨の公文を交換した日から実施されることにな

協定は、原子力の平和的利用について基本条項を定めているだけであって、実施の細目については、別に取極められなければならない。細目協定が本協定の予定した範囲を出ることなく、単に技術的に取極めるに過ぎない場合は、日本から見ても行政協定であり、純法律論的には国会の承認が必要としない。けれども追加協定が、新たな権利義務を設定する場合は、微妙な問題であって、よほど明々白々な場合を除き、関係事項の重要性に見て、国会の承認手續をとることが望ましくもあり、必要なこともあろう。

（筆者・愛知大学教授）

【参考資料】

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮訳）

原子力の平和的利用は、人類すべてにきわめて、有望な前途を約しているもので、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、原子力の平和的利用の発達のため相互に協力することを希望するので、数種の実験用原子炉（この協定の第一条に定義するところによる。）の設計及び応用が進んでいるので、実験用原子炉は、研究に必要な量の放射性同位元素の生産、

医学的治療その他の多くの研究活動に有用であり、また、同時に、原子力の他の平和的利用（民間の核動力を含む。）の発達に有用な核科学及び技術における貴重な訓練及び経験を与える手段であるので、日本国政府は、原子力の平和的及び人道的利用の実現をめざす研究及び応用の計画を実施すること並びにこの計画に關しアメリカ合衆国政府から援助を受け

ることを希望するので、また、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、前記の計画について日本国政府を援助することを希望するので、よつて、両当事者は、次のとおり協定する。

第一条

この協定の適用上、

A 「合衆国原子力委員会」とは、合衆国原子力委員会又は正当に委任を受けたその代表者をいう。

B 「設備及び装置」とは、機械又は器具をいい、この協定で定義する実験用原子炉及びその構成部品を含む。

C 「実験用原子炉」とは、一般的な研究及び応用の目的、医学的治療又は核科学及び技術における訓練のための中性子その他の放射性物質の生産のために設計された原子炉をいう。この中には、動力用原子炉、動力試験用原子炉又は特殊核分裂性物質の生産を第一次の目的として設計された原子炉は、含まれない。

D 「機密資料」、「原子兵器」及び「特殊核分裂性物質」という用語は、この協定においては、千九百五十四年合衆国原子力法で定義するところに従つて用いる。

第二条

この協定の当事者は、第六条の制限を条件として、次の分野における情報

を交換する。

A 実験用原子炉の設計、建設及び操作並びに研究上、応用上及び技術上の用具としての並びに医学的治療のためのこれらの原子炉の使用

B 実験用原子炉の操作及び使用に關連する健康上及び安全上の問題

C 物理学的及び生物学的研究、医学的治療、農業並びに工業における放射性同位元素の使用

第三条

A 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、日本国政府が合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府と協議の上建設することを決定する実験用原子炉を操作するための最初の燃料及び取替えの燃料として必要な同位元素U—二二三十五を濃縮したウランで原子力の平和的利用に關連する実験のため必要なものをこの協定に定める条件に従つて日本国政府に貸貸する。合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、また、日本国政府が合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府と協議の上その管轄の下にある個人又は民間機関に対し実験用原子炉の建設及び操作につき授權することを決定するときは、その実験用原子炉を操作するための最初の燃料及び取替えの燃料として必要な同位

元素U—二百三十五を濃縮したウランを、この協定に定める条件に従つて、かつ、日本国政府がこの協定の規定及び賃貸借取極の関係規定を守ることができるよう、資材及び原子炉の操作について絶えず十分な管理を維持することを条件として、日本国政府に賃貸する。

B 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府によつて移動され、かつ、日本国政府が保管する同位元素U—二百三十五を濃縮したウランの量は、いかなる場合にも、U二百三十五を最大限二十パーセントまで濃縮したウランの中に含まれるU—二百三十五の六キログラムをこえないものとする。ただし、この物質の六キログラムの最大限の効用を可能にすることが合衆国原子力委員会によつて代表される合衆国政府の意図するところであるので、取り替えられた燃料要素が日本国において放射能を減退している間又は燃料要素が運送されている間も原子炉の効果的かつ継続的な操作を行うため必要であると合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が認める追加量を加えるものとす

C 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が賃貸したU—二百三十五を含有する燃料要素が取

替えを必要とするときは、その燃料要素は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に返還されるものとし、放射能を失つた燃料要素の形状及び内容は、合意される場合を除き、原子炉から取り出した後合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に引き渡されるまでの間は、変更してはならない。

D 同位元素U—二百三十五を濃縮したウランのこの条の規定に基く賃貸借は、相互間で合意する費用並びに相互間で合意する船積及び引渡に関する条件により、かつ、第七条及び第八条に定める条件に従つて行われるものとする。

第四条

合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は供給が可能であることを条件として、かつ、相互間で合意するところに従い、日本国政府又は同政府が授権することがあるその管轄の下にある者に対し、市場で入手することができず、かつ、日本国における実験用原子炉の建設及び操作に必要とされる原子炉用資材(特殊核分裂性物質を除く。)を適当と認める手段によつて売却し、又は賃貸する。これらの資材の売却又は賃貸借は、合意される条件に基いて行われるものとする。

第五条

第二条に定める合意された情報交換の対象に関して、合衆国政府は、その管轄の下にある者が、日本国政府並びにその管轄の下にある者で同政府により資材(設備及び装置を含む。)の受領及び所有並びに役務の利用につき授権されることがあるものに対し次の条件に従つて、当該資材を移動し、輸出し、及び当該役務を提供することを許可することが了解される。

A 第六条の制限

B 日本国政府及びアメリカ合衆国政府の関係法令及び許可のための要件

第六条

機密資料は、この協定に基いて通報されないものとし、資材、設備及び装置の移動又は役務の供与が機密資料の通報を含む場合には、日本国政府又は同政府が授権することがあるその管轄の下にある者に対しては、資材、設備及び装置の移動又は役務の供与は、この協定に基いて行われぬものとする。

第七条

A 日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府から賃借した同位元素U—二百三十五を濃縮したウランがこの協定に従つて合意される目的のためにのみ使用されることを確保するため、及びそのウランの保全の確保のため必要な保管の

措置を維持することに同意する。

B 日本国政府は、日本国政府又は同政府が授権することがあるその管轄の下にある者がこの協定に基いてアメリカ合衆国において賃貸し、又は購入した他のすべての原子炉用資材(設備及び装置を含む。)が、別段の合意がある場合を除き、日本国政府が建設し及び操作することを決定する実験用原子炉の設計、建設及び操作並びにこれらに関連する研究のためにのみ使用されることを確保するため必要な保管の措置を維持することに同意する。

C 日本国政府は、この協定に従つて建設される実験用原子炉に関し、その出力水準及び原子炉燃料の燃焼についての記録を保持し、かつ、これらの事項について合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次報告を行うことに同意する。日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、合衆国原子力委員会の代表者が、賃貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を随時観察することを許可する。

第八条

日本国政府は、次のことを保障する。
A 第七条に定める保管の措置を維持すること。

B 日本国政府又は同政府が授権することがあるその管轄の下にある者に対しこの協定に従つて賃貸、売却その他の方法により移動される資材（設備及び装置を含む。）が、原子兵器原子兵器の研究若しくは発達又は他の軍事目的に使用されないこと並びにその資材（設備及び装置を含む。）が授権されていない者に対し、又は日本国政府の管轄の外に移動されないこと。ただし、アメリカ合衆国原子力委員会によつて代表される合衆国政府が他の国へのそのような移動が合衆国とその国との間の協力のための協定の範囲内にはいると認めてその移動に同意する場合は、この限りでない。

第九条

この協定は各当事国においてこの協定に法的効力を与えるため必要な憲法上の又は法律上のすべての手続が完了したことを確認する公文が両政府の間で交換された日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の日から五年間引き続き効力を有し、両政府の間で合意するところに従つて更新される。

日本国政府は、この協定の存続期間又は延長された期間の満了の際に、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が賃貸した原子炉燃料を含む有するすべての燃料要素及び合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合

衆国政府が賃貸した他のすべての燃料物質をアメリカ合衆国に引き渡すものとする。これらの燃料要素及び燃料物質は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に対し日本国政府の負担で合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が指定する合衆国内の場所において引き渡されるものとし、その引渡は、運送中の放射能による危険に対する適当な保護の措置の下に行われるものとする。

以上の証拠として、このために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。千九百五十五年 月 日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

日本国大使から國務次官補ロバートソンにあてた書簡

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付で仮調印された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及する光栄を有します。これに関し、本使は、同協定の第三条に掲げる同位元素U—二百三十五を濃縮したウランの量は日本国政府が要請する量をこえないものである旨及び日本国政府は、将来において、同政府がもし希望するならば、日本国における原子力からの動力の生産に関する協力のためさらに協定する可能性について原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府と協議することができ旨の日本国政府の了解を確認したいと思ひます。

本使は、貴官に敬意を表します。千九百五十五年六月二十一日 井口貞夫

ワシントンD・C

極東担当國務次官補

ウォルター・スペンサー

ロバートソン殿

國務次官補ロバートソンから井口大使にあてた書簡

書簡をもつて啓上いたします。本官

は、原子力に関する協定のための両政府間の協定に関する本日付の閣下の次のとおりの書簡に言及する光栄を有します。

本官は、本日付で仮調印された原子力の非軍事的利用に関する協定のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及する光栄を有します。これに関し、本使は、同協定の第三条に掲げる同位元素U—二百三十五を濃縮したウランの量は日本国政府が要請する量をこえないものである旨及び日本国政府は、将来において、同政府がもし希望する場合には、日本国における原子力からの動力の生産に関する協力のためさらに協定する可能性について原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府と協議することができ旨の日本国政府の了解を確認したいと思ひます。

本官は、閣下の書簡に掲げられた了解を本國政府に代つて確認したいと思ひます。

本官は、閣下に敬意を表します。

千九百五十五年六月二十一日

ウォルター・S・ロバートソン

日本国大使 井口貞夫 閣下

(註) 本協定の英文は全文を88頁以下に収録した。

なお本協定仮訳には誤訳云々が指摘されたが、ここでは外務省発表のままにした。